

2016年9月19日（10月14日微修正）

中国・ベトナムの漢文文献の中の南シナ海方面の記述について 補遺 19

嶋尾稔（慶應義塾大学言語文化研究所）

先に『申報』の論調の分析から1933年のフランスによるスプラトリー諸島領有宣言に中国側が過剰に反応した背景として、フランスの領有した島々を西沙群島と誤解したことと満州事変で日本に東北地方を奪われた記憶が新しかったことを指摘した。同時期に中国で刊行された別の新聞・雑誌の記事を検討したところ、この事件を、中仏問題や日仏問題としてだけでなく、むしろ中日問題として理解すべきであるという議論があることを発見したので、その内容を検討してみたい。

この議論をまず強力に展開したのでは、『大公報』に1933年8月4日から6日まで三日連続で掲載された心兵「法佔南海九島問題：非惟対法・抑且対日・究之有成為中日問題之勢」である。この論考の特徴は、この問題を東シナ海・南シナ海の制海権および日本の大陸侵攻の今後の展開の予測と結びつけるかたちで議論していることである。日本政府および日本の報道の「隠された意図」を暴こうとするものである。なお、「転録四海半月刊」と注記されており、『四海半月刊』から転載されたものである。原稿末尾に「二二、八、一〇」とあるので、むしろ雑誌掲載論考を事の重要性・緊急性を考慮して先行して新聞に掲載したものかもしれない。

1930年前半の日本では、「南進論」が台頭し、オランダ領東インドなど東南アジアを植民地としている欧米勢力に警戒感を抱かせていた[井出 1937: 160-162]。心兵の論考は、このような時代状況を踏まえて書かれたものである。日本の南進が中国に与える脅威について次のように論じている。

總之日之欲得志于亞東南迤之海、是固其獨霸亞東根本政策之一。而于其處、毗英連法、觸美、鄰荷葡、成為各國海上勢力交錯紛糾之中心點。接此中心點而近之、則我國南部之海疆、實迫其處。(中略) 今茲且捨其詳而不論、要之自台灣海峽以北、我國海疆形勢之被包圍於日、所以成為我國海疆北危於南之勢。至若台灣海峽以南、固為我國海疆、為被日本海上勢力迫壓較殺之處。至少其處、為我國海疆非被日本包圍。手足之弛、活動較靈。今之日之有突破亞東南迤各國海上勢力交錯紛糾中心點之勢、是直接即所以加緊迫薄我國南部海疆、以使之與我國迤北海疆形勢相等、而非第有以排各國在亞東南面之所有海上勢力。

東南アジア海域が「各國海上勢力交錯紛糾之中心點」であり、そこへの南進策が日本のアジア支配の根本政策の一つであるという認識がまず示されている。現状では台湾以南の「我國海疆」は既に日本に包圍されている台湾以北の「我國海疆」とは異なり比較的自由があ

るが、台湾以南の「我國海疆」は東南アジア海域と接しており、日本がその海域へ進出すれば台湾以南の「我國海疆」も台湾以北と同様の状況に陥るといった危惧が強調されている。

吁、寧非我國不第在陸、無以逃日本之暴力以自外、即在海亦已頭頭無道哉。又寧非縱日于陸在我國南部暴力為殺、而於海之方面、終將有以困我國南部、以及其勢於陸、使終無所逃、以補其陸力之殺哉。

ことは海の支配ということとどまらず、既に日本の陸上の侵攻が東北から始まっているが、今は比較的 안전한中国南部が海からも攻撃されれば逃げ場がなくなるという懸念が示される。

吁、斯日之所以殷圖夫荷属東印度等處、歡迎夫美國菲律賓島之獨立、以與永據南洋委任統治地之謀相應、而至近日且有與法爭據南海九小島之意向之所由来也歟。

フランスのspratree諸島領有への対抗が、オランダ領東インドを狙い、米領フィリピンの独立構想を歓迎し、南洋委任統治領の永久領土化を進めるといったような日本の南進策の一環として捕らえられている。

『申報』においても、『大公報』においても、フランスのspratree領有宣言は、日本の東北侵攻とともに語られているが、『申報』の社説では満州事変という既往の北方大陸での屈辱的出来事への憤りが強調されていたのに対して、この論考では近い将来の日本の東南アジア海域進出による台湾以南の中国海域や中国本土に対する脅威への警戒が語られている。

日本の南進策への移行を予測し警戒を促していること自体は正しい判断といえようが、spratree問題に即して言えば、日本の外務省がフランスと交渉を続けながらも1939年まで積極的な態度を示さないこと、日本の国策としての南進策が確定されるのは1930年代後半以降であること、制海権は意識されていたにせよspratreeに対する関心の中心は資源開発であり結局spratree諸島（新南群島）が日本の大陸攻撃を支援するような軍事的機能は持ち得なかったということなどからすると、1933年時点でのフランスのspratree領有宣言に対する日本の対抗措置の評価としてやや穿ちすぎの感は否めない。

そもそも、この時点では、フランスが南シナ海の何処を領有したのかについて、中国政府は正確に把握しておらず、その領有をめぐる争いがいかなる地政学的な意味を持つかについては大まかな構図や漠然とした恐怖を語るよりほかなかったという面もある。次に見るようにこの著者自身はこの領有された島々の場所という問題についてもかなり冷静で正確な推論と妥当な判断を行っている。ただし、この問題に対する日本の報道や発表については疑心暗鬼的な邪推に陥っている。

この時点で、フランスが領有を宣言した島々について、中国では西沙群島であるという説と別の島々であるという説があり、この後も9月ごろまで決着がつかないのであるが、この著者はフランスが領有した島々は西沙群島ではなく、Tizard Bank であるという明快な立場を提示する。Tizard Bank（提薩爾班克）は、スプラトリー諸島のなかの小海区の名称であって、フランスの領有宣言をした島々のうち、Itu Aba Island しか含まないので、完全に正確とはいえないが、当時の中国の南シナ海認識の水準で言えば悪くはない理解ではある（もっとも20年代よりスプラトリー諸島に深く関与し、情報の蓄積のある日本側の具体的で正確な認識とは比較にならないのは言うまでもないが）。

フランスが領有を宣言し日本が対抗して領有を主張している島々が Tizard Bank であるという推論に到達した著者は一つの疑問に逢着する。それならば、なぜ日本の新聞はフランスに領有された島々を西沙群島と報じているのか？日本においてもフランスの領有宣言の情報を得た当初は、それが西沙群島であるという誤解をしていたが、すぐに訂正され正確な認識をするようになったことは既に述べたところである。この論考の著者のもとには当初の混乱状態のときの日本の報道の情報しか届いていなかったのであろう。この矛盾に対して、この著者は一種の被害妄想というべき推論を展開する。

倘是訊而果信、是日之指提薩爾班克、即以為西沙群島、意在牽西沙群島、故入於係争漩渦、而以造其謀佔口實。

陰謀説である。スプラトリー諸島と西沙群島をわざと混同し、中仏間の紛争を引き起こしそれを口実に占領を行うというのが日本の隠された意図であるという推論である。

この主張からもわかるとおり、この著者においても西沙群島が中国領であるという意識は堅固に確立してしまっている。よって、フランスの領有された島々が西沙群島であれば、嚴重に抗議し領有を取り消す必要がある。そうでなければどうするか？

乃至法所佔非即為西沙群島、而另有其所在、則如外電所傳、九島實國際所認為我國之屬土、苟調查而得有我國先占之實據、則他國一紙宣告、自不能即成為法律上有効力之佔領、我國仍當本諸調查所得之真相、據以為合理之折衝。

奇妙な話である。フランスの領有した島々の真相はまだ知らない。しかし外電はわが国の所属だと言っている（何時の如何なる外電か？それは確かなのか？）。ちゃんと調査をして真相を究明できれば、フランスの領有宣言を打ち消せる。確実な根拠は何もないのに領土の主張に前向きである。とはいえ、真相が究明されない限り、フランスの領有した島々が中国領とは言えないという立場であり、その点では穏当である。ちなみに、領有の条件について、この著者は「蓋佔領必以国家具有得取領土權之意思、與樹立国家實力之事實為条件」と述べており、国家の意思と実行支配が重要視されている。ところが、その国家につ

いては、「則以前者我國对于海、多加忽視、以致海疆輕失、有海盡陸及之患。」というように、中国の国家は海に関心を持たなかったと述べられている。

この論考が当時の中国人にどの程度のインパクトを与えたのかについて一般的に語ることはできないが、王龍興「法佔南海諸小島事件」『東方雜誌』30-21（1933年11月1日）に影響を与えたことは間違いない。この論考も、フランスのスプラトリー領有宣言の問題について日本と中国の関係という視点を重視して論じている。心兵の論考との違いは、まずフランスの領有権の国際法上の問題を指摘していること、フランスの領有した島々が西沙群島ではなく Tizard Bank であると断言していること（Tizard Bank という完全に正確ではない認識に依然としてとどまっているが）、かつ、それらの島々が中国の領土である（あるいは優先権を持つ）と断言していること、および日本批判が強化されていることである。

中国の領土主張についてまず見ておくと、各種報告を総合的に見て中国領である（「綜合上面各方的報告、此等島嶼實係我國領土、即最低限度、亦必屬諸我國優先權益」）と述べているが、具体的に言及されているのは海南漁民の活動だけである。領有の条件については、この著者も「先佔必須是一種國家的行為、就是說必須是為國家服務而作為者、或是於作為之後、為國家所曾經承認者」というふうに国家の関与が重要であると指摘しており、漁民の季節的活動だけでは不十分である。1928年の広州政治分会の調査に言及しているが、これは西沙群島調査であってスプラトリー諸島の調査ではない（勘違いなのか故意のゴマカシなのか）。この先占の条件は、日本の領有権を否定する文脈で言及されているのだが、中国の主張も同時に否定する効果を發揮している。心兵は真相を究明できた暁には領有権の主張が可能になると考えていたが、真相究明の努力はその後なされたのか。この点について王龍興は明快に述べている。

惟其地究竟是否為我國境、似亦無意深加測勘或稽考、遂致屢次哄傳派艦前往調查測勘一事、亦未見諸實行。苟且因循之處、孰有過於此者？

調査船を派遣すると何度も吹聴しながら実際行ったためしがないとのことである。真相究明がなされていない以上、心兵の基準で言えば領土主張はありえない。また、フランスの領有宣言の後にすぐに調査船を派遣して領土を確認したとする現在の中国の主張がこの資料からも否定される。

フランスのスプラトリー領有に対する日本の対応については、「捏造」「卑鄙惡劣的手段」「造謠（デマ）」「奸計」といった否定的な言葉が並んでいる。批判内容は次のとおりである。日本は、台湾琉球諸島の「内廻防線」の外側に太平洋まで視野に入れた東南アジア海域の「外廻防線」を作ろうとしていたが、フランスのスプラトリー領有宣言で邪魔をされたことに憤り、フランスに対抗してそれらの島々の先占権を主張するために卑劣な捏造を行っている。また、フランス人の領有した島々のことを西沙群島だというデマを流して国際社会を挑発し紛争を惹起した*。後者の批判は、心兵の批判を継承したものである。日本

にそのような意図がなかったことは既に述べたとおりである。前者は、新たな情報についての解釈である。新たな情報とは、日本が領有権を主張する根拠として、斉藤栄吉らの燐鉍調査とラサ糖燐鉍株式会社の燐鉍開発を挙げている情報（おそらく新聞報道）である。ここで先に述べた先占の基準が持ち出されて、私人による開発を先占の根拠として挙げていることを捏造、悪劣と非難している。この私人による開発を「十数年前」の話を持ち出してきたとするが、ラサ糖燐鉍株式会社が経営不振で創業を停止したのは1929年、4年前のことである（誤解によるものか、それとも故意のゴマカシか）

天に唾するという点については擱くとして、これらの批判が日本側の実情をまったく無視して（無知にせよ故意にせよ）直情的に語られていることは明らかである。日本側の事情としては、スプラトリーの領有問題に関連して「外廻防線」なるものが明確に意識されていたとは思えないこと、燐鉍開発者たちが領土化を望んだにも関わらず南進が欧米列強を刺激することを避けて日本政府が敢えて領土化に踏み切らなかったこと、それでも燐鉍の輸入に当たって内国扱いにして関税を免除する措置が検討されたりしていることなどを挙げられよう。

既に指摘したように、こののち中国論壇においてスプラトリー問題に対する関心は冷えてしまうので、このような出鱈目な日本批判が繰り返されることはなかったが、根拠のない領土意識のみは確固たるものとして継承されてしまう。

*この原稿の正確な執筆時点は不明であるが、おそらく既に日本側の報道の混乱は終息し、フランスの領有した島々について正確な認識が定着していたころと思われる。王龍興はそのような経緯にはまったく触れていない。ただ、日本側が領有された島々が西沙群島であるという報道をしなくなっていることには気がついていたようであり、デマ作戦が有効でなくなったので別の手に切り替えたという解釈を示している。

井出諦一郎. 1937. 「南進論是非」『外交時報』778.